非営利法人委員会研究報告第38号

医療法人会計基準に基づく計算書類等の様式等

に関するチェックリスト

2018年４月10日

改正　2019年４月18日

日本公認会計士協会

本研究報告で示すチェックリストは、医療法人が医療法人会計基準（平成28年４月20日 厚生労働省令第95号）及びこれに関連する医政局通知等（以下「医療法人会計基準等」という。）を適用して作成した、貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記、財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表（以下「計算書類等」という。）の様式が、医療法人会計基準等に準拠しているか否かを確かめるために使用するものである。

【本文における略語】

法　　人：医療法人

会計基準：医療法人会計基準

運用指針：「医療法人会計基準適用上の留意事項並びに財産目録、純資産変動計算書及び附属明細表の作成方法に関する運用指針」（平成28年４月20日 医政発0420第５号　各都道府県知事あて 厚生労働省医政局長　最終改正　平成30年12月13日 医政発1213第３号）

Ｑ＆Ａ　：医療法人会計基準等について（Ｑ＆Ａ）（平成30年３月30日　事務連絡）

社財規 ：「社会医療法人債を発行する社会医療法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年３月30日 厚生労働省令第38号　最終改正　平成30年12月13日厚生労働省令第143号）

運営管理指導要綱

：「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成２年３月１日（最終改正　平成30年３月30日）健政発第110号厚生省健康政策局長通知）

|  |
| --- |
| 法人名 |

会計年度　自　　　年　　月　　日

　　　　　　至　　　年　　月　　日

Ⅰ　総括のためのチェックリスト

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番　号 | 内　　　　　　　　　　　　容 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| １ | 計算書類等（草案）の記載金額を監査済の最終試算表・精算表に基づいて確かめたか。 |  |  |  |  |
| ２ | 計算書類等（草案）に対する注記について監査調書と照合を行ったか。 |  |  |  |  |
| ３ | 計算書類等（草案）のうち純資産変動計算書及び附属明細表（有形固定資産等明細表、引当金明細表、借入金等明細表）の前期末残高を、前会計年度の純資産変動計算書及び附属明細表（有形固定資産等明細表、引当金明細表、借入金等明細表）の当期末残高と照合し、一致していることを確かめたか。 |  |  |  |  |
| ４ | 計算書類等（草案）について検算を行ったか。 |  |  |  |  |
| ５ | 計算書類等（注記を含む。）相互間の突合を行ったか。 |  |  |  |  |
| ６ | 草案検討の結果、訂正又は加除すべき事項がある場合には、正しく訂正又は加除されていることを確かめたか。 |  |  |  |  |
| ７ | 法人に備え置く正本たる計算書類等は、監査済みのものであるか確かめたか。 |  |  |  |  |

結　論

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

監査責任者　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

Ⅱ　計算書類等の様式のためのチェックリスト

１．一般的事項

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| １－１ | 計算書類等 | 次の計算書類等が作成されているか。  (1) 貸借対照表  (2) 損益計算書  (3) 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記  (4) 財産目録  (5) 純資産変動計算書  (6) 附属明細表 | 会計基準第１章第１条  運用指針1 |  |  |  |  |
| １－２ | 金額単位・会計年度 | 全ての計算書類等には、金額単位及び会計年度が表示されているか。  なお、金額単位は千円単位をもって表示することに留意する。 | 会計基準第１章第６条  会計基準・運用指針の各様式 |  |  |  |  |
| １－３ | 会計基準準拠性 | 法人の採用する会計処理の原則及び手続は、会計基準その他医療法人が遵守すべき会計の基準に準拠しているか。 | 会計基準第１章第１条  運用指針前文 |  |  |  |  |
| １－４ | 本来業務、附帯業務、収益業務 | 本来業務、附帯業務及び収益業務は、定款又は寄附行為の定めに従って行なわれ、収益業務に関する会計は、本来業務、附帯業務から区分し、特別の会計として経理されているか。 | 医療法第42条、第42条の２第３項 |  |  |  |  |
| １－５ | 収益業務 | 貸借対照表及び損益計算書（以下「貸借対照表等」という。）は、収益業務に係る部分を包含しているが、内部管理上の区分においては、収益業務に固有の部分について別個の貸借対照表等が作成されているか。 | 運用指針４ |  |  |  |  |

２．貸借対照表

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ２－１ | 様式 | 貸借対照表は会計基準様式第一号に準じて作成されているか。 | 会計基準第２章第７条２項  運用指針５ |  |  |  |  |
| ２－２ | 総額表示 | 貸借対照表における資産、負債及び純資産は、原則として総額で表示されているか。  資産と負債を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第1章第５条 |  |  |  |  |
| ２－３ | 明瞭表示 | 貸借対照表は、会計年度の末日における全ての資産、負債及び純資産の状況を明瞭に表示しているか。 | 会計基準第２章第７条 |  |  |  |  |
| ２－４ | 勘定科目 | 貸借対照表の勘定科目は、ほかに定めのある場合を除き様式第一号に準拠しているか。  特に、以下の事項に留意すること。  ①　表中の科目については、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。  ②　社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。  ③　経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－５ | 貸借一致 | 貸借対照表の「資産合計」の金額と「負債・純資産合計」の金額は一致しているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－６ | 区分 | 貸借対照表は、様式第一号に従い適切に区分されているか。  ①　資産の部、負債の部及び純資産の部が設けられているか。  ②　資産の部は流動資産及び固定資産に区分され、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産に区分されているか。  ③　負債の部は、流動負債及び固定負債に区分されているか。  ④　純資産の部は出資金、基金、積立金及び評価・換算差額等に区分されているか。 | 会計基準第８条 |  |  |  |  |
| ２－７ | 内部取引 | 内部取引により生ずる取引の残高は、相殺消去されているか。 |  |  |  |  |  |
| ２－８ | 流動・固定区分 | 事業未収金、前渡金、買掛金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－９ | 同上 | 経常的な取引によって発生した債権のうち、破産債権、更生債権等で１年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－10 | 同上 | 時の経過に依存する継続的役務の提供に係る対価の前払分であって、貸借対照表日の翌日から起算して１年を超えて費用化される未経過分は「長期前払費用」に計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－11 | 同上 | 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に計上され、入金又は支払の期限が１年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－12 | 同上 | リース債務、長期未払金等は、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に支払期限が到来するものは流動負債に計上され、支払期限が１年を超えて到来するものは固定負債に計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－13 | 減価償却費の累計額 | 有形固定資産については、その取得価額から減価償却累計額を控除し、控除した減価償却累計額は、会計基準第22条第８号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記しているか。  なお、貸借対照表において間接控除形式で表記することも認められ、その場合は、減価償却累計額を注記する必要はないことに留意する。 | 会計基準第２章第10条  Ｑ＆Ａ Ｑ９ |  |  |  |  |
| ２－14 | 貸倒引当金 | 未収金、貸付金等の債権に対する貸倒引当金については、貸借対照表の資産の部に計上されているか。ただし、前々会計年度末の負債総額が200億円未満の医療法人においては、法人税法（昭和40年法律第34号）における貸倒引当金の繰入限度額相当額が取立不能見込額を明らかに下回っている場合を除き、その繰入限度額相当額を貸倒引当金に計上することができる。  債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみが計上されている場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高が、会計基準第22条第８号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記されているか。 | 会計基準第２章第12条  運用指針12 |  |  |  |  |
| ２－15 | 有価証券、投資有価証券 | １年以内に満期の到来する債券等は、流動資産の部に「有価証券」として計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－16 | 出資金 | 出資金には、持分の定めのある医療法人に社員その他の出資者が出資した金額が計上されているか。  出資金は、社員等が実際に払込みをした金額を貸借対照表の純資産の部に直接計上し、退社による払戻しが行われた場合には、当該社員の払込金額を直接減額する。 | 会計基準第１章第13条  運用指針13 |  |  |  |  |
| ２－17 | 基金 | 基金には、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の37の規定に基づく基金（同令第30条の38の規定に基づき返還された金額を除く。）の金額が計上されているか。 | 会計基準第２章第14条 |  |  |  |  |
| ２－18 | 積立金 | 積立金には、当該会計年度以前の損益を積み立てた純資産の額が計上されているか。 | 会計基準第２章第15条第１項 |  |  |  |  |
| ２－19 | 同上 | 積立金は、設立等積立金、代替基金及び繰越利益積立金その他積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上されているか。 | 会計基準第２章第15条第２項 |  |  |  |  |
| ２－20 | 同上 | 法人税法等の規定により積立金経理により計上する固定資産圧縮積立金、特別償却準備金などは、積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上されているか。 | 運用指針14 |  |  |  |  |
| ２－21 | 同上 | 将来の特定目的の支出に備えるため、理事会の議決に基づき計上する積立金（特定目的積立金）は、積立金の性質を示す適当な名称を付した科目をもって計上されているか。  なお、特定目的積立金が計上されている場合、特定目的積立金とする金額について、当該特定目的を付した特定資産が、通常の資産とは明確に区分して計上されているか。  また、積立て実施年度においては計上されないことも認められるが、遅くとも翌年度において設定する必要があることに留意する。 | 運用指針14  Ｑ＆Ａ Ｑ15 |  |  |  |  |
| ２－22 | 同上 | 持分の払戻により減少した純資産額と当該時点の対応する出資金と繰越利益積立金との合計額との差額は、持分払戻差額積立金として計上しているか。  なお、払戻差額積立金がマイナスの積立金となる場合には、控除項目として表記されているか。 | 運用指針14 |  |  |  |  |
| ２－23 | 評価・換算差額等 | 評価・換算差額等は、次に掲げる項目の区分に従い、当該項目を示す名称を付した科目をもって掲記されているか。  一　その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。）  二　繰延ヘッジ損益（ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べられるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額をいう。） | 会計基準第２章第16条 |  |  |  |  |
| ２－24 | 前渡金、前払費用 | 物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前渡額は「前渡金」として計上されているか。  一定の契約に従った継続的役務の提供に関わる対価の前払であって、貸借対照表日の翌日から起算して１年以内に費用化される未経過分は「前払費用」として計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－25 | リース資産 | ファイナンス・リース取引のリース資産は、各科目に含めて計上されているか。  ただし、有形固定資産、無形固定資産ごとに一括して「リース資産」として計上することも認められる。  また、ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うことを原則とするが、以下の場合には、賃貸借処理を行うことができることに留意する。  ①　リース取引開始日が、本会計基準の適用前の会計年度である、所有権移転外ファイナンス・リース取引  ②　リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度である、所有権移転外ファイナンス・リース取引  ③　一契約におけるリース料総額が300万円未満の、所有権移転外ファイナンス・リース取引  賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引がある場合には、貸借対照表科目に準じた資産の種類ごとのリース料総額及び未経過リース料の当期末残高を、会計基準第22条第８号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記するものとすることに留意する。 | 運用指針９  Ｑ＆Ａ Ｑ10 |  |  |  |  |
| ２－26 | 退職給付引当金 | 退職給付引当金は、退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものが計上されているか。  ただし、以下の点に留意する。  ①　本会計基準適用に伴う新たな会計処理の採用により生じる影響額（適用時差異）は、通常の会計処理とは区分して、本会計基準適用後15年以内の一定の年数又は従業員の平均残存勤務年数のいずれか短い年数にわたり定額法により費用処理することができる。  ②　前々会計年度末日の負債総額が200億円未満の医療法人においては、簡便法を適用することができる。  ③　前々会計年度末日の負債総額が200億円以上の医療法人においても、同一の退職給付制度の対象となる従業員が300人未満の場合や、300人以上であっても年齢や勤務期間に偏りがあることなどにより、原則法による計算の結果に、一定の高い水準の信頼性が得られないと判断される場合は、簡便法を採用することができる。  ④　原則法を採用する場合であっても、退職給付債務に適用時差異、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を「退職給付引当金」若しくは「前払年金費用」として計上するものとし、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を純資産の部に計上しない。 | 運用指針12  退職給付に関する会計基準第39項  退職給付に関する会計基準の適用指針第47項 |  |  |  |  |
| ２－27 | 未払法人税等、 | 確定した法人税、住民税及び事業税のうち未払額については、流動負債の部に「未払法人税等」の科目を設けて他の未払金と区別して計上されているか。 | 様式第一号 |  |  |  |  |
| ２－28 | 繰延税金資産・繰延税金負債 | 繰延税金資産は固定資産のその他の資産の区分に、繰延税金負債は固定負債の区分に計上されているか（繰延税金資産と繰延税金負債がある場合には、それぞれ相殺して表示する）。  なお、繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、主な発生原因別内訳を会計基準第22条第８号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。  また、一時差異等の金額に重要性がない場合には、重要性の原則の適用により、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しないことができる。 | 運用指針15  「税効果会計に係る会計基準」の一部改正　表示第２項 |  |  |  |  |

３． 損益計算書

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ３－１ | 様式 | 損益計算書は、会計基準様式第二号に準じて作成されているか。 | 会計基準第３章第17条、様式第二号 |  |  |  |  |
| ３－２ | 総額表示 | 損益計算書の収益と費用は、原則として総額で表示されているか。  収益と費用を相殺表示しているものがある場合、その処理は妥当か。 | 会計基準第１章第５条 |  |  |  |  |
| ３－３ | 明瞭表示 | 損益計算書は、当該会計年度に属する全ての収益及び費用の内容を明瞭に表示しているか。 | 会計基準第３章第17条 |  |  |  |  |
| ３－４ | 区分 | 損益計算書は、様式第二号に従い、事業損益、経常損益及び当期純損益に区分されているか。 | 会計基準第３章第18条 |  |  |  |  |
| ３－５ | 同上 | 事業損益は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に区分し、本来業務（医療法人が開設する病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に係る業務をいう。）、附帯業務（医療法人が行う法第42条各号に掲げる業務をいう。）又は収益業務（法第42条の２第１項に規定する収益業務をいう。以下同じ。）の事業活動から生ずる収益及び費用を記載して得た各事業損益の額及び各事業損益の合計額が計上されているか。  　なお、附帯業務又は収益業務を実施していない場合には、損益計算書の当該区分は省略することに留意する。 | 会計基準第３章第19条  運用指針16 |  |  |  |  |
| ３－６ | 同上 | 本来業務事業損益の区分の本部費としては、法人本部を独立した会計としている場合の本部の費用（資金調達に係る費用等事業外費用に属するものは除く。）は、本来業務事業損益、附帯業務事業損益又は収益業務事業損益に分けることなく、本来業務事業損益の区分に計上しているか。  なお、独立した会計としていない場合は区分する必要はないことに留意する。 | 運用指針17 |  |  |  |  |
| ３－７ | 同上 | 施設等の会計基準では事業外損益とされている帰属が明確な付随的な収益又は費用についても、この損益計算書上は、事業収益又は事業費用に計上されているか。  ただし、資金調達に係る費用収益は、事業損益に含めないこととする。 | 運用指針18 |  |  |  |  |
| ３－８ | 補助金の会計処理 | 医療法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合の会計処理は以下のとおりに処理されているか。  ①　固定資産の取得に係る補助金等については、直接減額方式又は積立金経理により圧縮記帳する。ただし、税務上の恩典を受けずに圧縮記帳を選択しない場合には直接減額方式又は積立金経理が求められているものではない。  ②　運営費補助金のように補助対象となる支出が事業費に計上されるものについては、当該補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上する。  なお、補助金等の会計処理方法は、会計基準第３条第５号（その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項）の事項として注記するものとし、補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額を会計基準第22条第８号（その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項）の事項として注記することに留意する。 | 運用指針19  Ｑ＆Ａ Ｑ16 |  |  |  |  |
| ３－９ | 遊休資産の賃貸収入 | 遊休資産（長期的な観点から医療法人の業務の用に使用する可能性のある資産又は土地の区画若しくは建物の構造上処分することが困難な資産）の賃貸による収入及び支出が損益計算書においては、事業外収益及び事業外費用として計上されているか。 | 運営管理指導要綱Ⅲ管理２資産管理８ |  |  |  |  |
| ３－10 | 内部取引 | 内部取引により生ずる取引高は、相殺消去されているか。 |  |  |  |  |  |

４．重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ４－１ | 様式 | 計算書類の注記は、損益計算書の次に注記されているか。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。 | 会計基準第４章第22条 |  |  |  |  |
| ４－２ | 継続事業の前提 | 該当する場合に、継続事業の前提について次の事項が注記されているか。  ①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容  ②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策  ③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由  ④　当該重要な不確実性の影響を計算書類に反映していない旨 | 会計基準第４章第22条  運用指針20  継続企業の前提に関する開示について第７項 |  |  |  |  |
| ４－３ | 重要な会計方針 | 有価証券及び棚卸資産の評価基準及び評価方法が注記されているか。 | 会計基準第１章第３条  運用指針７、11 |  |  |  |  |
| ４－４ | 同上 | 固定資産（リース資産を含む。）の減価償却の方法が注記されているか。 | 会計基準第１章第３条  運用指針８ |  |  |  |  |
| ４－５ | 同上 | 引当金の計上基準が注記されているか。 | 会計基準第１章第３条  運用指針12  Ｑ＆Ａ Ｑ８ |  |  |  |  |
| ４－６ | 同上 | 消費税及び地方消費税の会計処理の方法が注記されているか。  ①　税込方式及び税抜方式の別  ②　資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の方法及び計上区分 | 会計基準第１章第３条  消費税の会計処理について（中間報告）（平成元年１月18日　日本公認会計士協会　消費税の会計処理に関するプロジェクトチーム）第５章第１条 |  |  |  |  |
| ４－７ | 同上 | その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項が注記されているか。特に、以下の事項に留意すること。  ①　補助金等の会計処理方法  ②　企業会計で導入されている会計処理等の基準を適用する場合の当該基準  ③　ファイナンス・リース取引について簡便的な会計処理を適用している場合における会計処理の方法 | 会計基準第１章第３条  運用指針３  Ｑ＆Ａ Ｑ８、Ｑ18、Ｑ19 |  |  |  |  |
| ４－８ | 同上 | 医療法人会計基準の適用に当たって、 前々会計年度末の負債総額が 200 億円未満であることから退職給付引当金、所有権移転外ファイナンス・リース取引、貸倒引当金について簡便的な会計処理を適用している場合には、 その旨を重要な会計方針等の注記において明確に記載しているか。  特に退職給付引当金の計上においては、期末要支給額により計上する場合には、その計上根拠を明確に記載しておく必要があることに留意すること。 | 運用指針9、12  Ｑ＆Ａ Ｑ8 |  |  |  |  |
| ４－９ | 重要な会計方針の変更 | 法人が重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表等に与えている影響の内容が、会計基準第３条の規定（重要な会計方針の記載）による記載の次に注記されているか。 | 会計基準第１章第４条  様式第二号 |  |  |  |  |
| ４－10 | 収益業務に関する事項 | 収益業務会計の貸借対照表等で把握した金額に基づいて、収益業務会計から一般会計への繰入金の状況（一般会計への繰入金と一般会計からの元入金の累計額である繰入純額の前期末残高、当期末残高、当期繰入金額又は元入金額）並びに資産及び負債のうち収益業務に係るものが注記されているか。 | 運用指針４ |  |  |  |  |
| ４－11 | 担保に供している資産 | 法人が担保に供している資産について、担保に供している資産の科目、金額及び当該担保の目的たる負債の科目、金額が注記されているか。 | 会計基準第４章第22条 |  |  |  |  |
| ４－12 | 関係事業者との取引 | 関係事業者に関する事項について注記されているか。 | 会計基準第４章第22条  運用指針23 |  |  |  |  |
| ４－13 | 同上 | 医療法人の関係事業者とは以下に該当する者であることに留意しているか。  イ．役員及びその近親者（配偶者又は二親等内の親族）  ロ．役員又はその近親者が代表者である法人  ハ．役員又はその近親者が、株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている法人  ニ．他の法人の役員が、当該医療法人の社員総会、評議員会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人  ホ．ハの法人の役員が、他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会、社員総会、評議員会、取締役会、理事会の議決権の過半数を占めている場合の他の法人 | 運用指針23 |  |  |  |  |
| ４－14 | 同上 | 会計年度の途中において、法人の役員等が関係事業者に該当しなくなった場合であっても、関係事業者であった期間の取引について注記されているか。  なお、同一会計年度における取引であっても関係事業者に該当しなくなった後の取引については注記を要しないことに留意する。 | 関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針第６項 |  |  |  |  |
| ４－15 | 同上 | 注記すべき関係事業者との取引は、次に掲げる事項について、原則として関係事業者ごとに注記が記載されているか。  ① 当該関係事業者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計期末における総資産額及び事業の内容  ② 当該関係事業者が個人の場合には、その氏名及び職業  ③ 当該医療法人と関係事業者との関係  ④ 取引の内容  ⑤ 取引の種類別の取引金額  ⑥ 取引条件及び取引条件の決定方針  ⑦ 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高  ⑧ 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容 | 運用指針23 |  |  |  |  |
| ４－16 | 同上 | 注記の対象となっている取引は以下となっているか。  イ．事業収益又は事業費用の額が、１千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業収益の総額（本来業務事業収益、附帯業務事業収益及び収益業務事業収益の総額）又は事業費用の総額（本来業務事業費用、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の総額）の10％以上を占める取引  ロ．事業外収益又は事業外費用の額が、１千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度における事業外収益又は事業外費用の総額の10％以上を占める取引  ハ．特別利益又は特別損失の額が、１千万円以上である取引  ニ．資産又は負債の総額が、当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の１％以上を占め、かつ１千万円を超える残高になる取引  ホ．資金貸借、有形固定資産及び有価証券の売買その他の取引の総額が、１千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の１％以上を占める取引  ヘ．事業の譲受又は譲渡の場合にあっては、資産又は負債の総額のいずれか大きい額が、１千万円以上であり、かつ当該医療法人の当該会計年度の末日における総資産の１％以上を占める取引 | 運用指針23 |  |  |  |  |
| ４－17 | 同上 | 注記対象となる取引に該当するか否かの金額的判断は、原則として契約単位に基づく取引の累計額で行っているか。 | Ｑ＆Ａ Ｑ20 |  |  |  |  |
| ４－18 | 重要な偶発債務 | 重要な偶発債務に関する注記として、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、重要な係争事件に係る賠償義務その他現実に発生していない事象で、将来において事業の負担となる可能性のあるものが発生した場合にその内容を記載しているか。 | 運用指針21 |  |  |  |  |
| ４－19 | 重要な後発事象 | 重要な後発事象に関する注記として、当該医療法人の会計年度の末日後、当該医療法人の翌会計年度以降の財政状態又は損益の状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合にその内容を記載しているか。 | 運用指針22 |  |  |  |  |
| ４－20 | その他必要な事項 | その他医療法人の財務状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項は注記されているか。特に、以下の事項に留意する。  ①　基本財産がある場合には、基本財産の前会計年度末残高、当該会計年度の増加額、当該会計年度の減少額及び当該会計年度末残高  ②　固定資産の償却年数又は残存価額の変更に重要性がある場合には、その旨及びその影響額  ③　賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引がある場合には、貸借対照表科目に準じた資産の種類ごとのリース料総額及び未経過リース料の当期末残高  ④　満期保有目的の債券に重要性がある場合には、その内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  ⑤　債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の債権金額、貸倒引当金及び当該債権の当期末残高  ⑥　退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高がある場合には、その残高及び処理年数  ⑦　退職給付引当金の計算に原則法を採用した場合には、退職給付引当金の計算の前提とした退職給付債務等の内容  ⑧　繰延税金資産及び繰延税金負債に重要性がある場合には、それらの主な発生原因別内訳  ⑨　補助金等に重要性がある場合には、補助金等の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額  ⑩　貸借対照表において、有形固定資産の減価償却累計額を直接控除して表示した場合には、減価償却累計額の総額 | 会計基準第４章第22条  運用指針６、８、９、11、12、15、19、24  Ｑ＆Ａ Ｑ９、Ｑ13、Ｑ14 |  |  |  |  |

５．財産目録

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ５－１ | 様式 | 財産目録は、その様式は運用指針様式第三号に準じて作成されているか。  なお、財産目録の様式は、社財規が適用になる法人を除き様式第三号によることとすることに留意する。 | 運用指針25  様式第三号 |  |  |  |  |
| ５－２ | 内容 | 財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、価額及び必要な情報が表示されているか。 | 運用指針25 |  |  |  |  |
| ５－３ | 区分 | 財産目録は、貸借対照表の区分に準じ、資産の部と負債の部に分かち、更に資産の部を流動資産及び固定資産に区分して、純資産の額を表示しているか。 | 運用指針25  様式第三号 |  |  |  |  |
| ５－４ | 価額 | 財産目録の価額は、貸借対照表記載の価額と同一であるか。 | 運用指針25 |  |  |  |  |

６．純資産変動計算書

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ６－１ | 様式 | 純資産変動計算書は、その様式は運用指針様式第四号に準じて作成されているか。  なお、純資産変動計算書の様式は、社財規が適用になる法人を除き様式第四号によることとすることに留意する。 | 運用指針26  様式第四号 |  |  |  |  |
| ６－２ | 同上 | 純資産の変動理由及び金額の掲載は、おおむね貸借対照表における記載の順序となっているか。 | 様式第四号 |  |  |  |  |
| ６－３ | 同上 | 純資産変動計算書は、純資産の部の科目別に前期末残高、当期変動額及び当期末残高が記載されているか。  なお、積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができることに留意する。 | 運用指針26  様式第四号 |  |  |  |  |
| ６－４ | 同上 | 当期変動額は、当期純利益、拠出額、返還又は払戻額、振替額等原因別に表記されているか。 | 運用指針26 |  |  |  |  |
| ６－５ | 同上 | 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額が注記されているか。 | 様式第四号 |  |  |  |  |
| ６－６ | 価額 | 純資産変動計算書の各項目の当年度末残高は貸借対照表の残高と一致しているか。  純資産変動計算書の当期純利益の金額は損益計算書の当期純利益と一致しているか。 |  |  |  |  |  |

７．附属明細表

| 番　号 | 項　目 | 内　　　　　　　容 | 関係通知等 | 回 答 欄 | | | 摘要 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| はい | いいえ | 該当  なし |
| ７－１ | 様式 | 附属明細表は、運用指針様式第五号から様式第九の二号に準じて作成されているか。  なお、附属明細表の様式は、社財規が適用になる法人を除き、様式第五号から様式第九の二号によることとする。 | 運用指針27、様式第五号から様式第九の二号 |  |  |  |  |
| ７－２ | 有形固定資産等明細表 | 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載されているか。 | 運用指針27、様式第五号 |  |  |  |  |
| ７－３ | 同上 | 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載され、「当期末残高」から「当期末減価償却累計額又は償却累計額」を控除した残高が、「差引当期末残高」の欄に記載されているか。 | 運用指針27、様式第五号 |  |  |  |  |
| ７－４ | 同上 | 「差引当期末残高」は、貸借対照表計上額と一致しているか。 |  |  |  |  |  |
| ７－５ | 同上 | 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の１％を超える額の増加若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）は、その事由が欄外に記載されているか。 | 運用指針27、様式第五号 |  |  |  |  |
| ７－６ | 同上 | 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由が欄外に記載されているか。 | 運用指針27、様式第五号 |  |  |  |  |
| ７－７ | 同上 | 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の１％以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の５％以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。  記載を省略した場合には、その旨が注記されているか。 | 運用指針27、様式第五号 |  |  |  |  |
| ７－８ | 引当金明細表 | 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載されているか。 | 運用指針27、様式第六号 |  |  |  |  |
| ７－９ | 同上 | 「当期末残高」は、貸借対照表計上額と一致しているか。 |  |  |  |  |  |
| ７－10 | 同上 | 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事象の発生があったことによる取崩額が記載されているか。 | 運用指針27、様式第六号 |  |  |  |  |
| ７－11 | 同上 | 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額が記載され、減少の理由が注記されているか。 | 運用指針27、様式第六号 |  |  |  |  |
| ７－12 | 借入金等明細表 | 当期末残高は貸借対照表計上額と一致しているか。  なお、短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載することに留意する。 | 運用指針27、様式第七号 |  |  |  |  |
| ７－13 | 同上 | 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容が欄外に記載されているか。 | 運用指針27、様式第七号 |  |  |  |  |
| ７－14 | 同上 | 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示した上で記載されているか。 | 運用指針27、様式第七号 |  |  |  |  |
| ７－15 | 同上 | 「平均利率」の欄には、加重平均利率が記載されているか。 | 運用指針27、様式第七号 |  |  |  |  |
| ７－16 | 同上 | 長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後５年内における１年ごとの返済予定額の総額が注記されているか。 | 運用指針27、様式第七号 |  |  |  |  |
| ７－17 | 有価証券明細表 | 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載し、その合計額は、有価証券明細表の貸借対照表価額の合計額と一致しているか。 | 運用指針27  様式第八号 |  |  |  |  |
| ７－18 | 同上 | 貸借対照表の流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、更に満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載されているか。  なお、銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の１％以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができることに留意する。 | 運用指針27、様式第八号 |  |  |  |  |
| ７－19 | 同上 | 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第２条第１項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載されているか。 | 運用指針27、様式第八号 |  |  |  |  |
| ７－20 | 事業費用明細表 | 事業費用明細表は様式第九の一号、様式九の二号のいずれかに準じて作成されているか。  　なお、中区分科目は、売上原価（当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われる売店等及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務にかかるもの）、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用とする。 | 運用指針27、様式第九の一号、様式九の二号 |  |  |  |  |
| ７－21 | 様式第九の一号 | 中区分科目別に、損益計算書における費用区分に対応した本来業務事業費用（本部を独立した会計としている場合には、事業費と本部費に細分する。）、附帯業務事業費用及び収益業務事業費用の金額が表記されているか。  　なお、中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできることに留意する。 | 運用指針27、様式第九の一号 |  |  |  |  |
| ７－22 | 同上 | その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目が記載されているか。 | 運用指針27、様式第九の一号 |  |  |  |  |
| ７－23 | 同上 | 本来業務事業費用、附帯業務事業費用、収益業務事業費用の各計は損益計算書計上額と一致しているか。 |  |  |  |  |  |
| ７－24 | 様式第九の二号 | 損益計算書における事業費用の本来業務、附帯業務及び収益業務の区分記載に関わらず、形態別分類を主として適宜分類した費目別に法人全体の金額が表記されているか。  なお、この場合に、各費目を中区分科目に括って合わせて記載することができること、また、Ⅰ材料費からⅥその他の事業費用の中区分科目は、省略する様式によることもできることに留意する。 | 運用指針27、様式九の二号 |  |  |  |  |
| ７－25 | 同上 | その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目が記載されているか。 | 運用指針27、様式九の二号 |  |  |  |  |
| ７－26 | 同上 | 事業費用計は損益計算書に計上した事業費用の合計と一致しているか。 |  |  |  |  |  |

（所　見）

|  |
| --- |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |

チェック実施者　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

監 査 責 任 者　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日